

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター職員旅費規程

(目的)

第1条 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職員（以下「職員」という。）がセンターの業務上の必要により、出張する場合に支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 命令権者 会長、事務局長

(2) 出張 職員が業務のために一時その在勤する事務所を離れて旅行することをいう。

(出張命令)

第3条 出張は命令権者のハッスル出張命令によって行う。

(旅費の種類)

第4条 この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、実費額を支給する。

3 宿泊料及び食卓料は、別表第1の定額を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算の起点はセンター事務局とし、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって計算する。

(旅費の支給方法及び精算等)

第6条 旅費は、概算払い及び精算払いとし、出張命令簿により行うものとする。

2 概算払いにかかる旅費の支給を受けた者は、当該出張を完了した後、5日以内に旅費の精算をし、その結果、過払金があった場合は、これを返納しなければならない。

(準用)

第7条 この規程の運用については、鎌ヶ谷市職員等の旅費に関する条例の規定を準用し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

事務局長及び職員

宿泊料 13,000円

食卓料 2,600円